

# 労働安全衛生法の改正について

## ～リスクアセスメントの義務化～

厚生労働省は、化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)を平成26年6月25日に公布しました。

### [改正の概要]

#### ①化学物質管理のあり方の見直し（平成28年6月までに施行）

■一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>※1</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>※2</sup>が事業者の義務となります。

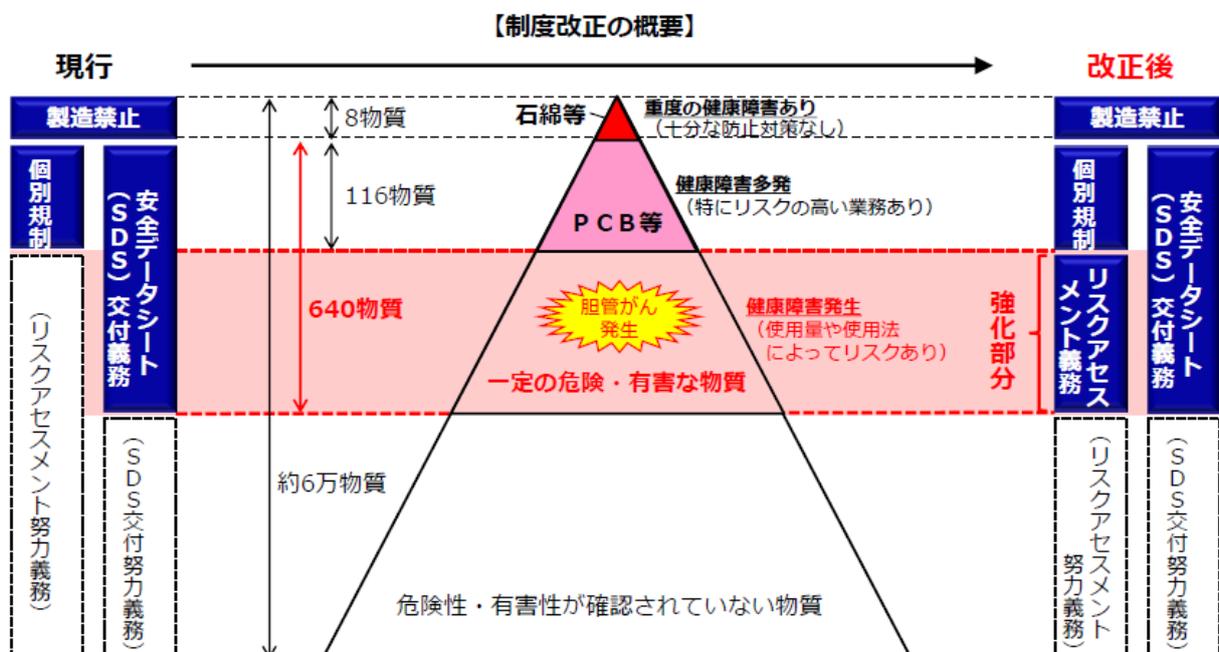
※1 安全データシート(SDS)の交付義務対象640物質

※2 リスクアセスメントの実施時期は、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時などを想定

■事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置を講じる義務<sup>※3</sup>があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務<sup>※4</sup>となります。

※3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じること

※4 法令に規定がない場合は、事業者の判断により必要な措置を講じること(努力義務)



## (その他改正事項)

### ②ストレスチェック制度の創設(平成27年12月までに施行)

■常時使用する労働者に対して、医師、保健師等<sup>※1</sup>による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)<sup>※2</sup>を実施することが事業者の義務となります。(50人未満の事業場は努力義務)

※1 ストレスチェックの実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士の予定

※2 「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を参考とし、1年ごとに1回実施を想定

■検査結果は医師、保健師等から直接本人へ通知され、本人の同意なく事業者への提供は禁止。

■検査の結果、一定の要件<sup>※3</sup>に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止。

※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などが含まれる見込み

■医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置<sup>※4</sup>を講じることが事業者の義務となる。

### ③受動喫煙防止対策の推進(平成27年6月までに施行)

■事業者は、室内(又はこれに準ずる環境下)で受動喫煙防止のため、適切な措置<sup>※</sup>を講ずること。(努力義務)

※ 全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置など

### ④重大な労働災害を繰り返す企業への対応(平成27年6月までに施行)

■厚生労働大臣は、重大な労働災害<sup>※1</sup>を繰り返す企業<sup>※2</sup>に対して「特別安全衛生改善計画」作成を指示できるようになります。

※1 死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害を想定

※2 法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合を想定

■計画作成指示に従わない場合や計画を守らない場合は勧告を行い、従わない場合はその旨を公表することができる。

### ⑤規制・届出の見直し(平成26年12月までに施行)

■規模の大きい工場等<sup>※</sup>で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出は廃止。

※ これまで製造業(一部除外)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場で義務付けられていた

### ⑥電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象へ(平成26年12月までに施行)

### ⑦外国に立地する検査機関等への対応(平成27年6月までに施行)

■ボイラーなど危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

■登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はない<sup>※</sup>。

※ 労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要あり。